議事録

会議名	令和5年度第1回三鷹市地域密着型サービス運営委員会
日 時	意見集約期間 令和5年9月8日(金)から令和5年9月15日(金)まで
会 場	持ち回り審議
出席委員 (7人)	杉山一延、上田典之、森田武志、髙尾数祥、秋山裕子、國府田祥二、槇谷由佳(敬称略)
事務局 (5人)	介護保険課長、課長補佐、介護事業者指導係長、他事務局2人
会議の 公開・非公開	一部非公開
傍聴人数	0人

1 審議内容

議題 1 地域密着型サービス事業所の新規指定について

(1) 市内事業所 1 件が指定予定である旨報告した。

【意見等特になし】

6人

【ご意見・ご質問等】

委員:補足資料に、三鷹市民の新規受付はSOMPOケア武蔵野では行わないとの事だが、SOMPOケア三鷹の指定はR5.10 月からなので、9月中の申込みは、いるてとにお願いする形になるという理解で宜しいか。

市回答: SOMPOケア武蔵野夜間訪問介護では、9月末まで三鷹市民の方の夜間訪問介護の受け付けを行います。9月中の申込みであれば、SOMPOケア武蔵野夜間訪問介護またはカイゴいるてとのどちらかを選んでいただくことが可能です。SOMPOケア三鷹夜間訪問介護が指定を受ける 10月1日以降は、SOMPOケア武蔵野夜間訪問介護は原則、三鷹市民の方の受け付けを行いません。よって、夜間対応型訪問介護の利用を希望する三鷹市民の方は、SOMPOケア三鷹夜間訪問介護またはカイゴいるてとのどちらかを選んでいただくことになります。

(2) 市外事業所1件の指定について報告した。

【意見等特になし】

7人

議題2 地域密着型サービス事業所の指定更新について

(1) 市内事業所4件の指定更新を行い、1件が指定更新予定である旨報告した。

【意見等特になし】

7人

(2) 市外事業所1件の指定更新を行い、1件が指定更新予定である旨報告した。

【意見等特になし】

7人

議題3 地域密着型サービス事業所の指定廃止・休止について

(1) 市内事業所1件の廃止について報告した。

【意見等特になし】

6人

【ご意見・ご質問等】

<u>委員</u>:事業所の廃止の告知は、何ケ月前から行う等の義務はあるのか。ケアマネ宛には 連絡がなかったので、こちらから問い合わせた経緯があったので。替わりとなる事業所 も、ケアマネに探してほしいと言われた。

| 市回答 : 事業所の廃止告知の期限はありませんが、地域密着型サービス事業所が事業を廃止する場合は、廃止の1月前までに廃止届を市に提出することになっています。事業所を廃止する際には、利用者の移行先一覧の提出も求めています。廃止1月前に移行先が決定していない利用者がいた場合、利用者に不利益がないよう、居宅介護支援事業所のケアマネジャーと連携し、替わりの事業所等を廃止日までに決定するよう指導しています。

(2) 市外事業所2件の廃止について報告した。

【意見等特になし】

7人

(3) 市内休止事業所がない旨報告した。

【意見等特になし】

7人

(4) 市外休止事業所がない旨報告した。

【意見等特になし】

7人

その他 地域密着型サービス運営委員会等について

【意見等特になし】

5人

【ご意見・ご質問等】

<u>委員</u>:前回の会議で各事業所がケアマネジャー不足で利用者を受け入れ困難という意見がありましたが、何か解決策は見つかったでしょうか。

委員:「いるてと」に関して、以前の会議では、夜間対応型訪問介護費の算定が(Ⅱ)だったと認識しているが、いつのまにか(Ⅰ)に変更されていたことを知った。細かな変更に関しては、委員の立場としては知り得ることはないのか。「いるてと」「SOMPOケア」ともに、指定前の営業活動等で細かな情報提供があり、もう決定事項となっているのであれば、この委員会を行う意義はどこにあるのかと疑問に感じた。

| 市回答: 三鷹市地域密着型サービス運営委員会は、地域密着型サービスの適正な運営を確保するにあたり、介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させること、及び

学識経験を有する者の知見の活用を図ることを目的として設置しています。新たに地域 密着型サービス事業者の指定をする際に、委員会にお諮りする時点で、事業運営の内容 についても、事業者の方でおおむね固まった状態で協議していただくことになりますが、 委員会での委員の皆様からの意見や要望等を事業者に伝え、事業所の運営に反映させる ことに重要な意義があると考えております。

この度のカイゴいるてとの施設等区分及び夜間対応型訪問介護費の変更については、7月に変更届及び介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(加算届)の提出がありました。夜間対応型訪問介護費(II)の要件である、オペレーションセンターの設置、面接相談員の配置が確認できたため、変更に問題がないと判断し、8月1日より(II)から(I)へ変更となりました。なお、本件のような各事業所の施設等区分等の変更事項については、三鷹市地域密着型サービス運営委員会で所掌する事項には含まれていないため、特段、事務局から委員会に報告はしておりません。

※ 次回の三鷹市地域密着型サービス運営委員会は、令和5年12月8日(金)19時00分 開催予定です。なお、案件がない場合は開催しません。開催の有無については、別 途通知いたします。